



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道赤井川村における高齢者世帯の世代間関係：居住形態と扶養・介護の存在形態を中心として
Author(s)	関, 孝敏
Citation	北海道大学文学研究科紀要, 116, 25-62
Issue Date	2005-07-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34091
Type	departmental bulletin paper
File Information	116_PL25-62.pdf



北海道赤井川村における高齢者世帯の世代間関係 —— 居住形態と扶養・介護の存在形態を中心として ——

関 孝 敏

はじめに

高齢者世帯の世代間関係が、当該の高齢者世帯とその子世代との居住上の分離のあり方によって規定されることは否定できない。周知のごとく、かつてE・リトヴァクはT・パーソンズの核家族孤立化説を批判し、空間的距離は家族間結合の阻害要因に必ずしもならないとした(注1)。産業化の進展はテクノロジーの発達を生み出し、これが距離要因を克服するとした。しかし、こうした論議は、いわゆる居住地の地域特性、家族発達の段階、共働きか否か、年齢層や世代、関係者の健康状態といった諸条件のあり方いかんによって現実的には修正されることが少なくない。本稿が主題とする高齢者世代とその子世代との世代間関係に注目する時、両世代間の居住上の分離のあり方は、高齢者の扶養や介護の側面を考察するうえでいっそう重要な意味をもつ。わが国における移動型社会の本格化とその進展、これに伴う移動人の増大、さらに少子高齢化という人口学的変化の急速な進展によって、高齢者世帯の世代間関係における居住上の分離の意味は種々の側面において検討されることがいっそう求められる。

そこで本稿では、高齢者世帯とその子世代との世代間関係に関する相続、継承、扶養、介護といった主要な4つの側面のうち扶養と介護の側面に焦点をあて、これを居住上の分離との関連において考察したい。というのも両世代間の世代間関係におけるこの扶養と介護の2側面は、相続や継承の側面に

比べて、居住上の分離のもつ意味がより直接的に顕在化すると考えられるからである。この点を敷衍するために、表1を手がかりにして説明を加えたい(注2)。

表は、世代間の居住分離上の距離を近い順に同居、近居、遠居の3つのタイプとし、これらのタイプと世代間関係の4側面との関連を類型的に示したものである。なお、ここでいう同居とは、同一住宅内に2世代間が居住している状態を示している。住宅内において世代間の生活分離がみられるにしても、これは同居形態に含まれる。近居は、空間的に分離した住宅に両世代が別個にそれぞれ居住する形態である。しかし近居は、同一敷地内に完全に空間的に分離した住宅の場合、両世代間の住宅距離がもっとも近い形態であるが、近居の最大範囲は相対的である(注3)。徒歩数分の距離と車で数分のそれとは同じ近居でも物理的距離に加えて心理的距離感に微妙なちがいがあ

る。したがって、ここでいう近居とは最大範囲、車で30分から小1時間程度を一応目安として想定した。これに対して遠居は、近居の最大所要時間を越える範囲の居住であるが、一般的に、車による日帰りが比較的可能な居住地分離をもっとも近い遠居と考えた。しかし、遠居は近居以上に、時間—距離—交通手段—コストに規定されるところが大きいことから、両世代間の居住上の分離のもつ意味がもっとも広がる。

ところで、世代間関係に関する4つの側面についてもいくつかの断りが必要である。まず扶養と介護について指摘しておきたい。前者の扶養は、わが国の高齢化の急速な進展に伴い、高齢者の介護の側面が非常にクローズアップされてきたために、1970年代中頃を境に世代間関係の位置づけにおいてや

表1 居住形態と世代間関係における4側面との関連

	扶 養	介 護	相 続	継 承
同 居	◎	◎	○	○
近 居	○	○	○	○
遠 居	△	×	○	△

(注) 世代間における居住上の形態と世代間関係の4つの側面との関連を示す。◎印は強、○印は中、△印は弱、×印は困難という、それぞれのあり方を表す。

や後退してきたように思われる(注4)。いうまでもなく扶養は、一般的に私的扶養と公的扶養に分けられてきた。私的扶養は扶養される側としての高齢の老親世代、扶養する側としての子世代という両世代間関係のもっとも中核的内容をなすものであり、老親にとって生活保障を子世代に託すことを意味するものであった。この私的扶養を補足や補強をする、あるいは部分的に代替するいわゆる社会保障が公的扶養として位置づけられた。しかし、先に指摘したように、高齢化、少子高齢化の急激な進展は、70年代後半から80年代にかけて、世代間関係の問題としてはいうまでもなく、高齢化をめぐる高齢者自身、社会保障に直結した内容—医療、年金、保険といった諸制度—としての介護問題に大きくシフトすることを余儀なくした。こうして私的扶養の内容であった法的な権利義務を有する扶養者・被扶養者関係、こうした関係における控除の対象としての高齢者の扶養と今日的な身の回りの世話に関する生活介護や身体介護にかかわる内容とが混然一体化した状態から分離し、とくに後者の身体介護に関する内容が世代間関係における介護の側面として個別的に顕在化し独立化してきた。世代間関係としての側面である扶養において含まれていた介護にかかわる内容が、扶養の側面から比重を急激に低下させ、より顕在化した介護へとという位置づけに変化した。少なくとも制度的にはこうした位置づけがみられる。しかし、実態面として、扶養と介護の峻別がどのようになされているのかは問われつつ確認されなければならない(注5)。

さて、以上の断りを念頭に置き、改めて世代間の居住上の分離と世代間関係の4つの側面との関連を類型化した表を確認してみよう。表1に注記したように、表は、表中◎→○→△→×の各印の順に世代間関係の成立が構造的機能的に制約される傾向にあることを仮説的に示している。したがって、世代間関係の4つの側面のうち、相続と継承の側面に対して扶養と介護の2つの側面は、世代間関係の成立がより制約される傾向にあることを示している。いうまでもなく、この表は典型的に提示したものであるから、◎印のセル、たとえば、同居は、扶養や介護の世代間関係が成立しやすい条件を他の居住形態に比べてより有しているということを意味するにすぎない。したがって

遠居の場合の×印は、世代間関係における介護が成立しないということを意味しているわけではない。関係成立に多くの課題を抱えつつ事態対処がなされうる場合がある。逆に、同居であっても世代間関係の成立が困難な場合もありうる。

それでは、北海道赤井川村の場合、こうした世代間の居住上の分離と扶養および介護の側面とが、どのように位置づけられているのであろうか。とりわけ扶養の側面に注目して取り上げることにする。そこで、居住上の分離を把握するための予備的考察として、第1節および第2節において、当該地域における住民の地域移動状況を確認しておく。

1 赤井川村の地域移動

かつて、筆者は、1952年4月～1982年3月の30年間における赤井川村の地域移動について、本稿で参照した同一の役場資料をもとに整理したことがある。したがって、このたびの考察は、その後の年次をカバーしている（注6）。赤井川村村民の地域移動に関する貴重な資料は、1978年4月1日より1997年3月末までの20年間の転出者について得られた。表2は、20年間の転出者総数2,313人について、8項目に基づき整理したものである。すなわち、これらの項目は①移動の単位、②転出先、③転出月、④性別、⑤年齢、⑥村内の出身地区、⑦村内出身か否か、そして⑧転入元である。各項目それぞれにかなり顕著な特徴がみられるから、それを以下に指摘しておこう。

まず、①移動の単位では、個人で移動したものが53%であるのに対して、家族全体で移動したものは46%と個人単位がやや多い。しかし、年次別に見ると、図1に明らかなように、前半の78年～85年（ただし84年は同数）までは、家族を単位とした移動が個人単位のそれを上回っている。後半の86年からは一挙に逆転し、90年と91年の2ヵ年を除き個人単位の移動が圧倒的に増大する。とりわけ94年以降の3ヵ年はこの傾向が顕著である。小規模な山間地の自治体（2000年10月現在、1,512人）とはいえ、このような転出状況の変動は、スキー場を中心としたキロロリゾート開発によるところが大き

北海道赤井川村における高齢者世帯の世代間関係

表 2 赤井川村における転出状況

項 目	内 訳	人 数	%
①移動の単位	家族	1,070	46.3
	個人	1,243	53.7
②転出先	道外	316	13.7
	道内	1,992	86.1
	不明	5	0.2
③転出月	1 月	103	4.5
	2 月	90	3.9
	3 月	586	25.3
	4 月	416	18.0
	5 月	150	6.5
	6 月	127	5.5
	7 月	129	5.6
	8 月	141	6.1
	9 月	122	5.3
	10 月	141	6.1
	11 月	157	6.8
	12 月	149	6.4
	不明	2	0.1
④性別	男	1,239	53.6
	女	1,074	46.4
⑤年齢	0～14 歳	269	11.6
	15～19 歳	298	12.9
	20～29 歳	792	34.2
	30～39 歳	276	11.9
	40～49 歳	186	8.2
	50～59 歳	259	11.2
	60 歳～	228	9.9
	不明	2	0.1
⑥村内の出身地区	赤井川	958	41.4
	旭丘	50	2.2
	池田	86	3.7
	落合	272	11.8
	常磐	282	12.2
	富田	43	1.9
	日ノ出	95	4.1
	曲川	48	2.1
	都	436	18.8
	明治	43	1.9
⑦村内出身か否か	出生	502	21.7
	転入	1,750	75.7
	不明	61	2.6
⑧転入元	道外	250	14.3
	道内	1,476	84.3
	不明	24	1.4

い（注7）。

②転出先は、20年間では、道内が圧倒的に多く86%を占める。図にはしていないが、この項目も時系列的な変化について確認しておく、先程の移動の単位にやや似た動きを示している。すなわち、78年～84年（ただし80年は除く）までは、移動先として道内が道外を圧倒していたが、85年より道外が急増し、90年と91年の2ヵ年を除き、97年まで道外の占める割合がふた桁となり、遠隔地への移動が顕著となる。とくに87年と88年は道外が20%を越えている。ちなみに、キロロリゾート開発のための本格的な取り組み、そしてそのための大規模な調査は1987年3月以降開始された。

③転出月は、一般的に、わが国の地域移動の移動期である4月、3月の年度始めと年度末の両月がやはりもっとも多い。しかし、煩雑さを考慮してこの項目も図示していないけれども、これら2ヵ月に転出期が集中するとはいいきれない。というのも20年間に、この両月が合わせて過半数を越える年次は4ヵ年（78年、81年、86年、91年）にすぎず、しかもそれら年次の4月と3月の占有率の合計は53%から57%にとどまっているからである。したがって、他の転出月が予想以上に恒常的な転出月として確認されることに注目しておきたい。とくに、6月（89年、97年）、8月（78年、87年、88年、94年）、11月（80年、82年、83年、94年）、12月（81年、88年）は複数年次においてふた桁の占有率を示している。

④性別よりみた20年間の転出状況は、全体としてみれば、男性が女性よりごくわずかとはいえ多い。年次別にみると、女性が男性を上回る年次は、5ヵ年（78年、81年、82年、84年、97年）にすぎない（図1）。男性が女性より多い15ヵ年のうち、90年以降、男性の占有率が高まる。とくに94年は、男性が68%の転出となり、転出月もふた桁の占有率を示す月が5ヵ月間（占有率の高い月から3月、11月、10月、4月、8月）に及んでいる。赤井川村の90年代は、91年12月にスキー場がオープンし、そのための宿泊施設のホテル建設の着手と完成が相前後している時期であることから、工事関係者、「株式会社キロロ開発公社」の従業員の出入りが伴った。

⑤年齢別地域移動。20年間の全体では、20歳代が34%ともっとも多い。こ

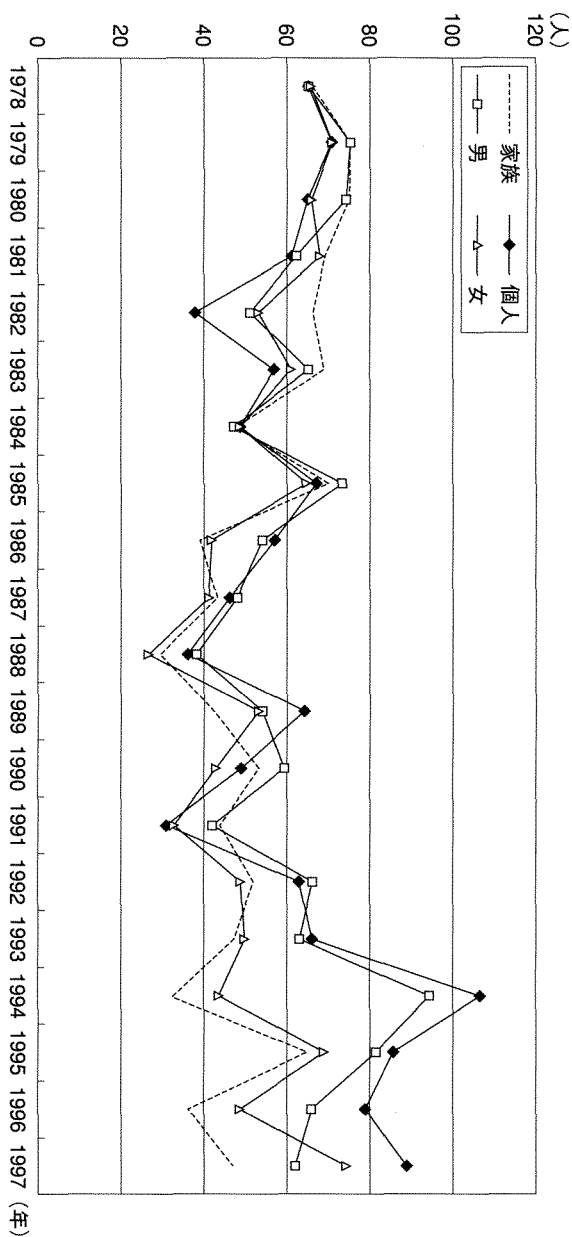


図 1 年次別移動の単位と性別

れに 15 歳～19 歳, 30 歳代, 14 歳未満, 50 歳代がほぼ同数の 11%～12%で続く。これらの年齢層に比べて, 60 歳代 (9.9%) と 40 歳代 (8.2%) のみがひと桁の転出状況にとどまっている。年次別では, いくつかの年齢層において興味深い動きがあるので, それを指摘しておこう。まずもっとも占有率が高い 20 歳代は 20 年間のすべての年次においてもっとも高い比率を示す (図 2)。とりわけ, 94 年～97 年の 4 ヶ年は, この年齢層が 61%, 48%, 51%, 40%と顕著な転出状況を示している。この点は, くり返し指摘したりゾート開発関連事業に基因している。この年齢層に対して, 全体的にもっとも低い占有率を示した 40 歳代と 60 歳代に関して, 前者の場合, 4 時点 (88 年, 90 年, 91 年, 93 年) において, そして後者では, 10 ヶ年においてそれぞれふた桁の占有率が確認される。わが国では, 高齢者の地域移動は, 90 年代に至り比較的最近時において注目されはじめたが, 赤井川村では, すでに 70 年代末からふた桁の転出者の占有率を示し, これがかなり長期間にわたり継続していることになる。次節以降において, こうした高齢者の地域移動およびそれに関連する世代間の居住上の分離について改めて取り上げる。

⑥出身地区別の転出状況は, 20 年間の全体では, 集落規模がもっとも大きい役場所在地の赤井川地区が突出しており, これに第 2 の規模の都地区が続く。これら両地区に比べて集落規模が小さい常磐, 落合地区もふた桁の占有率を示している。年次別にみても地区別の転出では, たしかに人口数が多い地区からの移動が多い。図にしていないが, とくに赤井川地区は, 20 ヶ年中 17 ヶ年において占有率もっとも多い。しかし注目されることは, 小規模な地区とはいえ, 村内 10 地区のうち赤井川村地区を押えて転出者の占有率第 1 位を常磐地区が 3 ヶ年 (94 年, 95 年, 97 年) において示していること, そして落合地区が 16 ヶ年にわたりふた桁の占有率を有していることである。

村内における常磐地区と落合地区は, 役場所在地の赤井川地区と函館本線の銀山駅にもっとも近い都地区に比べて, 村の東部 (落合地区) とさらに最奥部 (常磐地区) に位置する。これら両地区は村内でも平野部がもっとも少なく典型的な山間地集落である。加えてこれら両地区は, 第 2 次世界大戦後, 外地からの引揚げ者が数多く入植した地区でもある。いわゆる生活基盤が弱

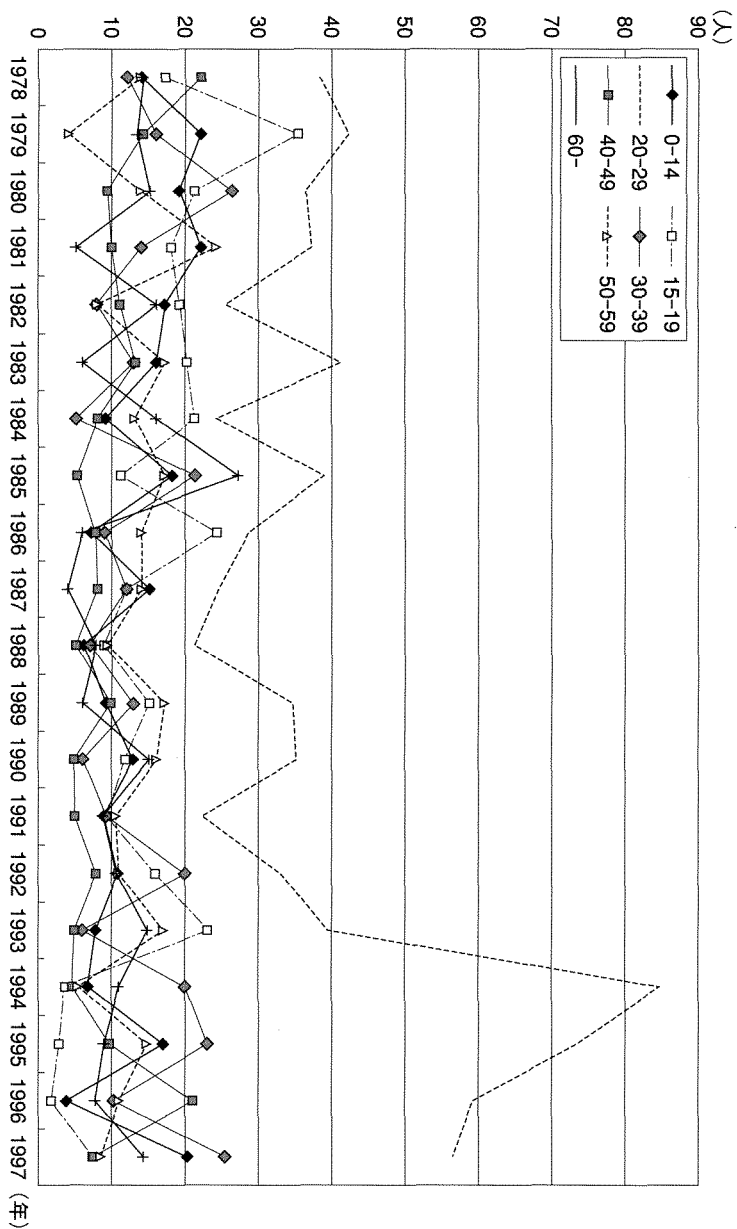


図 2 年次別, 年齢別, 転出状況

い昭和の戦後入植者が、村内でも立地条件に恵まれない両地区に多くみられた。高度経済成長期にこれら地区から、多くの離農、離村者が生みだされた。落合地区からの恒常的ともいえるふた桁の転出者の占有率には、こうした背景がある。これに対して常磐地区は、村の最奥部に位置し、村内他地区に比べて日照時間が少なく、気温も低いことから落合地区よりいっそう早期に転出者を生みだしていた。この常磐地区における決定的な変化は、すでにくり返しているキロロリゾート開発がこの地区においてなされたことである。スキー場がオープンし、宿泊施設のホテル、従業員の社員寮の開設に多くの地域移動者が伴った。こうした転入者の増大と共に人員の転出から、92年以降一挙に転出者の占有率が増大した。

⑦転出者が村内出身か否かをみると、村内出身者が転出した比率は21%であり、村外出身者が圧倒的に多く転出している。20年間における後者の占有率75%が、すでに指摘したリゾート開発にどのように関連するのかを確認す

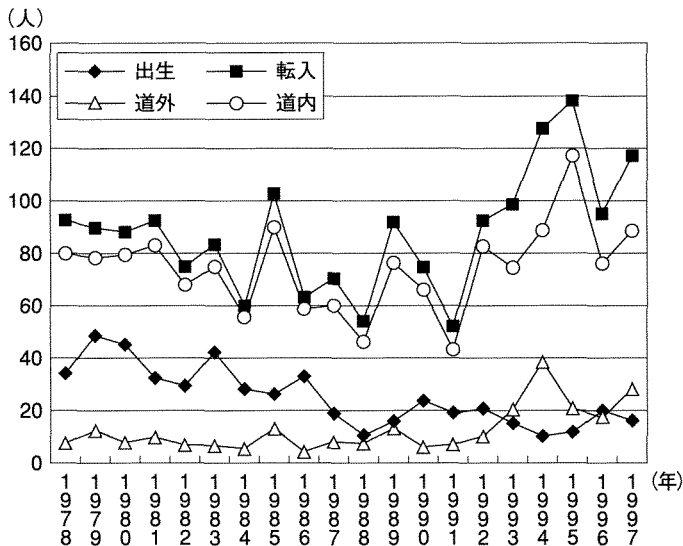


図3 転出者における村内出身者と村外出身者

るために、年次別の転出状況をみておく。図3に示されるように村外からの転出者が増大する時期として2つの波がある(注8)。ひとつは、89年～90年にかけて、他は92年以降である。とくに94年と95年はいずれも92%の占有率であり、驚異的である。いずれの波もリゾート開発に伴う村外者の流入があり、こうした人たちの転出が読みとれる。ただ、20年間を通じて、こうした顕著な村外出身者の時期に比べて、他の時期をみると、もっとも少ない占有率でも61%であるので、村外者の流入と彼らの転出というパターンが主要なタイプであること、そしてまたこうしたパターンの地域移動の継続に注目しておきたい。

⑧この項目は、先の項目に関連して、村外出身者で転出した者がそもそも道内出身者であるか否かを確認する項目である。20年間では、道内出身者は84%、道外出身者は14%と前者が圧倒的に多い(図3)。年次別では、93年以降道外出身者の占有率が高まる。とくに、93年、94年、97年はその占有率が20%を越える。リゾート開発の開発主体の親会社はヤマハ株式会社であり、リゾート関連部門は本州を拠点に展開している。こうした就業先からの人事異動も道外出身者の占有率を高めている。しかし、道外出身者の転勤者がひと桁を示す年次は、20年間に7ヵ年みられる。しかも6～9%の幅でみられる。こうしたことからすると、山間地の小規模自治体とはいえ、また70年代～80年代にかけて村内の事業所が地元出身の経営者による事業所にとどまり、しかもこれがわずか1～2の事業所にすぎなかったことを考え合わせると、これら7ヵ年の道外出身者の転出比率は必ずしも低いとはいえないように思われる。

以上、赤井川村の地域移動の概要を把握するために、得られた資料より8項目を設定し、これに依拠して20年間における主要な特徴を指摘した。次節では、さらに60歳以上の高齢者を中心に赤井川村の地域移動について取り上げることにしたい。その際、先の8項目に関連づけた考察に加えて、本節で言及していない続柄との関係にもふれることにしたい。

2 高齢者の地域移動

ここでいう高齢者の地域移動とは、60 歳以上の転出移動である。赤井川村の 20 年間に於ける彼らの地域移動上の特徴を他の年齢層に比較しながらさらに確認してみよう。

まず、(a)転出年による転出状況を見ると、表 3 は、5 ヶ年毎の年齢層別転出移動を示している。全体的な変化を把握するためには、1 年毎より理解しやすいと考えてこのように整理してみた。20 年間に古い年次より 5 ヶ年毎にⅠ期～Ⅳ期として捉えなおすと、60 歳以上層は、30 歳代 (1.9 ポイント) について他の年齢層に比べて 4 期間毎における占有率の差が少ない。すなわち、Ⅳ期がもっとも低い占有率を示し 8.7%，逆にもっとも高いⅡ期でも 10.8% であり、その差はわずか 2.1 ポイントである。ちなみに、4 期間でもっとも占有率の差が大きい年齢層は 20 歳代であり、もっとも高いⅣ期 (47.8%) ともっとも低いⅠ期 (27.3%) とでは、20.5 ポイントの差がある。このような 4 期間における占有率の幅が小さいことは、各年齢層の中で高齢者層は、変動幅が少ないけれども恒常的な比率で転出移動をしている年齢層であると理解される。なお、表にはしていないが、転出月では、高齢者の転出月のうち 3 月、4 月がもっとも高い移動状況を示している。

表 3 転出期間と年齢層

	0-14 歳	15-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60 歳-	合 計
1978-82 年	14.4 35.1	16.9 36.8	27.3 22.5	11.7 27.5	10.1 34.9	9.8 24.7	9.7 27.6	100.0 N=651
1983-87 年	11.7 23.9	16.3 29.8	28.6 19.7	11.0 21.7	7.7 22.2	13.8 29.0	10.8 25.9	100.0 N=545
1988-92 年	11.7 20.1	13.2 20.4	31.6 18.4	12.1 20.3	7.1 17.5	13.6 24.3	10.6 21.5	100.0 N=462
1993-97 年	8.6 20.9	6.0 13.0	47.8 39.4	12.9 30.4	7.4 25.4	8.7 22.0	8.7 25.0	100.0 N=653
合 計	11.6 100.0 N=268	12.9 100.0 N=299	34.3 100.0 N=792	11.9 100.0 N=276	8.2 100.0 N=189	11.2 100.0 N=259	9.9 100.0 N=228	100.0 N=2,311

(b)転出移動の単位。高齢者の転出移動は、他の年齢層に多くみられる就学、就業、結婚を理由とする移動とは異なる。アメリカ社会学における知見では、退職に伴う移動、利便性や温暖な気候を求めている移動、そして施設入所のための移動が高齢者の主要な移動のタイプといわれる(注9)。これらのタイプに加えて、出身地への回帰移動や親族の近くに居住するための移動も指摘されている(注10)。ここで取り上げる資料では、転出理由が得られていない。そのために、転出移動の単位と改めて後述する続柄別にみた転出状況を整理することによって移動理由を想定するための予備的考察をしておきたい。

すでに指摘したように、20年間全体では、個人を単位とした移動の占有率(53.8%)が家族を単位とした場合(46.3%)を若干上回っていた。しかし、7つの年齢層カテゴリーにおいて、個人単位の占有率が家族単位のそれを上回るのは、20歳代と15歳～19歳のふたつの年齢層である(表4)。他の5つの年齢層では、ゼロ歳～14歳(88.4%)と50歳～59歳(75.7%)の両者において圧倒的に家族を単位とした転出移動のパターンが支配的である。子供の就学期前と義務教育期の年齢層との関係から、40歳代が50歳代に比べて、家族を単位とする転出移動の占有率が高いと予想された。しかし逆に、50歳代が4.8ポイント高いことに注目しておきたい。

以上の年齢層に比べると、60歳以上層と30歳代層は、ほぼ類似した傾向にあり、それぞれ家族を単位とした占有率が53.1%、55.1%を示している。かくして、60歳以上の年齢層は、他の年齢層に比べて、個人単位の転出移動と家族単位のそれとがもっとも拮抗しあっているタイプとして位置づけられる。もっとも、家族単位といっても、一般的に60歳以上の年齢層では夫婦の

表4 移動の単位と年齢層

	0-14歳	15-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳-	合 計
個 人	2.5	18.0	51.4	10.0	4.4	5.1	8.6	100.0
	11.6	74.9	80.8	44.9	29.1	24.3	46.9	N=1,244
家 族	22.2	7.0	14.2	14.2	12.6	18.4	11.3	100.0
	88.4	25.1	19.2	55.1	70.9	75.7	53.1	N=1,067
合 計	11.6	12.9	34.3	11.9	8.2	11.2	9.9	100.0
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	N=268	N=299	N=792	N=276	N=189	N=259	N=228	N=2,311

みの場合が多いのに対して、30 歳代や 40 歳代では夫婦と未婚の子女による場合が多いことはいうまでもない。

(c)性別と組み合わせた 60 歳以上層は、表にはしていないが、ほぼ全体の平均値に近い占有率を示し、男性が 53.1%、女性が 46.9%となり、20 歳代や 40 歳代と類似した数値を示している。60 歳以上層では、一般的に高齢者率が女性において高いことから、女性の占有率が男性を上回るのではないかと予想されたが、逆に男性がやや高い占有率を示している。

(d)高齢者の転出移動を出身地区別にみると、これも表として提示していないが、まず顕著であることは、集落規模が大きい赤井川地区 (41.2%) と都地区 (23.7%) においてそれぞれ高い占有率を示しているということである。これは、他の年齢層についてもすべて当てはまるから、集落規模のサイズの大きいといえる。しかし、各集落地区内の年齢層別にみると、集落規模それ自体の大きさにかかわらず、移動者自身、移動者の家族をめぐる事情がそれぞれ想定される。すなわち、村内 10 地区において 60 歳以上層の高い転出移動の占有率を示すのは、明治地区 (32.6%)、富田地区 (23.3%)、曲川地区 (18.8%)、そして池田地区 (16.7%) である。富田、曲川、池田の 3 地区は、明治地区を除き、村内でも畑作、米作の拠点地区である。これらの地区に準ずる占有率を示す都地区 (12.4%) と旭丘地区 (10.0%) も村内では気象条件に恵まれ、山間地とはいえ平野部が広がる地区である。

こうしたことから、畑作、米作の拠点地区では後継者の転出移動が先行した結果、残された成員であった 60 歳以上層がその後のタイムラグを経て、離農、離村するといったタイプがかなり含まれているように思われる。後継者となりうる、働きざかりの 20 歳代や 30 歳代においても高い占有率が見出されるからである。

(e)高齢者の移動先。年齢層別に、移動先を道内と道外に分けてみると、随伴移動が多いゼロ歳から 14 歳を除くと若い年齢層は遠距離の道外に、年齢層が高まると道内へという転出移動のパターンが見出される (表 5)。しかし、40 歳代以降の 3 つの年齢層では、50 歳代が道内への転出移動の占める割合 (96.1%) がもっとも高い。60 歳以上層 (93.8%) がもっとも高いと想定され

表 5 転出先と年齢層

	0-14 歳	15-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60 歳-	合 計
道 内	12.3 91.4	11.9 79.6	32.6 82.3	11.5 83.6	8.7 91.5	12.5 96.1	10.7 93.8	100.0 N=1,999
道 外	7.4 8.6	19.7 20.4	45.3 17.7	14.6 16.4	5.2 8.5	3.2 3.9	4.5 6.2	100.0 N=309
合 計	11.6 100.0 N=268	13.0 100.0 N=299	34.3 100.0 N=791	11.9 100.0 N=275	8.2 100.0 N=189	11.2 100.0 N=259	9.8 100.0 N=227	100.0 N=2,308

たが、やや異なる結果となった。

(f)高齢者における転出移動が村内出身者であったか否かを確認すると、表 6 が示すように、187 人中 40 人 (21.4%) が村外出身者である。この結果は、予想された以上にかつて村外からの転入者であった者が、60 歳以上になって転出移動したことを示しているように思われる。なお、村外からの転入後の転出であった場合、村外をさらに道内か道外かに分けると、道内が 122 人と圧倒的に多く、道外は 11 人にすぎなかった。

(g)高齢者の続柄別の転出移動。転出した 60 歳以上層の者が自己の世帯ないし家族において、どのような続柄であったのかを確認してみた。その結果、20 年間につき得られた高齢者 212 人中 131 人 (61.8%) が世帯主 (男性) であり、38 人 (17.9%) が妻であった。これらについて、23 人 (10.8%) が母、12 人 (5.7%) が父であった。かくして、高齢者の転出者では、世帯主とその妻、父と母といった続柄が 96.2% を占める。

以上、赤井川村における高齢者の転出移動の動向についてふれてきた。このように転出した高齢者に対して、他方で、村内に多くの高齢者が居住する。

表 6 出生地と年齢層

	0-14 歳	15-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60 歳-	合 計
村 内	10.1 66.0	7.7 45.0	34.9 77.2	14.8 95.9	10.2 96.8	13.8 96.4	8.4 78.6	100.0 N=1,747
村 外	18.2 34.0	32.7 55.0	35.9 22.8	2.2 4.1	1.2 3.2	1.8 3.6	8.0 21.4	100.0 N=501
合 計	11.9 100.0 N=268	13.3 100.0 N=298	35.1 100.0 N=790	12.0 100.0 N=270	8.2 100.0 N=185	11.1 100.0 N=250	8.3 100.0 N=187	100.0 N=2,248

こうした高齢者を対象に、彼らの居住形態、扶養親族としての高齢者、そして高齢者の介護状況について次節以降、順次、とりあげることにしたい。こうした諸点の検討から、すでに言及した転出移動した人たちを捉え直すことにもなるであろう。もちろん、本稿の主題は、高齢者の扶養と介護の側面にあるので、地域移動への言及はあくまで、こうした主題の考察を手助けする意味において取り上げていることを断っておきたい。

3 高齢者の居住形態

ここでの高齢者の居住形態とは、高齢者が次世代との居住形態、つまり、同居と異居——近居と遠居——のあり方を問うことである。本節以降の考察は、村内「健康支援センター」の保健師によって行われた70歳以上（70歳～104歳）の高齢者に関する実態調査を手がかりにしたい。この調査は、平成15年2月21日より平成16年3月3日まで、189人の高齢者について行われた戸別訪問による面接調査である。ちなみに、対象者の年齢は、調査拒否や調査不能を除き、70歳代108人（59.0%）、80歳代60人（32.8%）、90歳以上13人（7.1%）となっている。なお、こうした対象者には要介護1以上の男女43名が含まれていることを断っておきたい。考察にはこれらの要介護者を含めて整理した。性別では男性が74人（40.4%）、女性が109人（59.6%）となっている。

調査項目は、ⅠからⅦに大別され、それぞれ次のような都合44の小項目に分かれている。やや煩雑であるが、例示しておく、Ⅰ基本項目（1聞き取り対象者の属性、2扶養・被扶養の認定、3年金の種類、4福祉手帳の有無、5介護認定申請状況、6現在利用中のサービス）、Ⅱ家族状況（7家族構成、8子供等の近親者の居住地、9介護者の状況）、Ⅲ生活状況（10移動、11食事、12排泄、13尿もれ、14ケア用品使用、15調理、16入浴、17整容、18掃除、19洗濯、20買物、21金銭管理といった日常の生活行動それぞれに関する支障の有無）、Ⅳ健康管理状況（22定期通院の有無、23診療科目、24通院先、25口腔状況、26歯磨き回数、27歯磨き道具、28口腔の汚れ、29食事の回数、

30 偏食の有無), V 社会的活動 (31 趣味の活動, 32 地区活動, 33 外出状況, 34 生活習慣, 35 生きがい, 36 家庭での役割), VI 住環境 (37 住宅形態, 38 寝室の有無, 39 寝具の種類, 40 トイレの種類, 41 室内環境の問題の有無, 42 室外環境の問題の有無), VII 特記事項 (43 既往歴, 44 職歴) である。保健師の方々が、日常業務として高齢者や高齢者宅を時間をかけて定期的に訪問しつつ、積みあげられた経験に即して初めて聞きうる項目が並んでいる。部外者が調査を簡単に行いえない内容が多く含まれている。きわめて貴重な資料を参照させていただいた。

調査完了は、対象者 189 人中 183 人（調査不能者は 6 人で、内訳は調査拒否 2 人、聞き取り不能 1 人、入院中 1 人、長期不在 1 人、村外在住 1 人）となり、約 97% の高い回収率である。回収率の高さもさることながら、各項目に関する回答も丁寧になされており、たいへん質の高い調査結果が得られている。

こうした調査結果について、本節では II 家族状況（7 家族構成、8 子供等の近親者の居住地、9 介護者の状況）を中心としつつ、I 基本項目（1 聞き取り対象者の属性）や III 生活状況（10～21 の各項目における支障の有無）の一部に言及しながら、高齢者の居住のあり方を取り上げることにしたい。

さて、183 人の高齢者と次世代との居住形態にふれるに際して、高齢者の 1 人住いと高齢者夫婦のみの場合とを確認しておく必要があろう。高齢者にとって次世代との同居や異居は、1 人住いであるか否かによって、とりわけ男性の高齢者が 1 人住いになるか否かは同居の契機になることが少なくないからである。調査結果では、高齢者の単身世帯は 36 世帯（男性 8 人女性 28 人）であり、高齢者夫婦世帯は 39 世帯 78 人であった。

それでは、赤井川村の高齢者では次世代との間に、①同居と異居——つまり異居の場合は②近居と③遠居——がそれぞれどのようにみられるのであろうか。まず同居タイプでは、63 人（34.4%）、近居タイプが 70 人（38.3%）、そして遠居タイプが 43 人（23.5%）となっている。なお、村内に近親者なしが 3 人、回答不明 4 人がそれぞれあった。

以下、やや詳細に順次みておく。①同居の場合、高齢者が同居する次世代

は、息子夫婦（38人）ないし息子（12人）が娘夫婦ないし娘（13人）よりはるかに多い。同居する高齢者の性別では、男性が24人、女性が39人となり、対象者全体における男女比とほぼ同比率を示している。なお、次世代と同居する高齢者について、生活状況における12項目を一瞥する時、それぞれの生活活動を遂行する場合の支障の有無に顕著な特徴を確認することができなかった。しかし、どちらかといえば、むしろ異居のタイプの高齢者において生活活動に支障をきたすものが多いように思われた。これは、改めて後述するように、支障をきたしたことから、村内の公営住宅のシルバーハウスへの入居となり、子世代との居住上の分離がみられた場合が少なくないということに一部基因している。

ところで、②近居のタイプでは、同一屋敷内ないし隣家に息子夫婦が居住する場合が6人、村内の他地区に息子夫婦ないし息子（21人）、娘夫婦ないし娘（10人）が都合31人、それぞれ該当している。なお、その他の親族（3人）が居住する高齢者も少数みられた。こうした村内に居住する次世代をもつ高齢者に対して、赤井川村に隣接する余市町（14人）や仁木町（2人）、そして小樽市（14人）に息子夫婦（ないし息子）や娘夫婦（ないし娘）が居住する高齢者は、30人となった。

すでに断ったように、近居は空間的距離と交通手段によって受けとめ方が異なるとされるし、北海道の冬期間は道路事情が悪化し、所要時間がいっそう必要であるので、近居の最大範囲として先の3自治体に限定して整理した。なお、近居のタイプにおいて注意しなければならないことは、村内他地区に息子夫婦（ないし息子）や娘夫婦（ないし娘）が在住する場合である。こうしたタイプの高齢者の場合、9人が役場近くの公営住宅に入居している。とくに、要支援サービスを受ける高齢者がバリアフリーのシルバーハウスに入居しており、子世代との同居や同居継続の困難さが反映している。ちなみに、対象高齢者183人中35人が公営住宅に入居している。そのうち、男性は20人、女性は15人である。1人暮らしは12人、夫婦の入居は20人、その他3人となっている。

子世代との居住形態の第3のタイプである③遠居は、すでに指摘したよう

に 43 人の高齢者にみられた。なお、未記入の回答を除くと、性別では、男性が 21 人、女性は 18 人となっている。こうした高齢者の子世代の居住地を確認すると、道内が 42 人で、道外はわずか 1 人であった。前者は、子世代が村内はもとより赤井川村に隣接する 3 自治体の近居でもなく、道内他地区に居住しているということである。これに対して、後者の場合、子世代のうち誰も道内に在住せず、すべてが道外に居住している事例である（注 11）。

子世代は圧倒的に道内に多く在住しているし、しかも道内でも約半数（20 人）が札幌に居住しているということから、遠居とはいえ、日帰り可能圏に子世代をもつ高齢者が多い。こうした傾向は、資料に一部曖昧さがあり、道内在住の子世代の居住地を特定化しえない場合が 14 事例あるから、もう少し増大するかもしれない。この点を考慮すると、赤井川村の高齢者における次世代が遠居タイプの場合、子世代が文字通り遠距離に居住することによる遠距離介護の可能性は少ない。

そこで、遠居タイプについて単身か否かを確認すると、判明しえた 39 人では、高齢者の単身は 7 人、高齢者夫婦は 32 人となっている。単身者の性別では、男性の単身者が 4 人、女性の単身者は 3 人であった。なお、遠居タイプの高齢者における日常生活活動に関する項目をみると、12 項目の生活活動において支障がないとする者は 23 人と過半数を占めた。これに対して設定された項目のうち、支障はないが、困難さを伴うと 1 項目でも回答した高齢者は 9 人であった。困難さの活動では、移動、入浴、掃除、洗濯、買物といった項目が指摘された。

遠居タイプの高齢者において、生活活動に支障があると回答したものは 7 人であった。量的にはもっとも少ないが、これら的高齢者において生活活動上の障害がもっとも認められる。先程の困難さを伴う活動内容の 5 項目に加えて、食事、調理の都合 7 項目において障害ありとした回答が多い。ちなみに、7 人のうち、福祉手帳の等級に該当する者が 4 人含まれている。介護保険における要介護度では、要介護度 1－1 人、要介護度 2－2 人、要介護度 3－1 人がそれぞれ含まれている。

4 被扶養親族としての高齢者

世代間関係における扶養、被扶養の側面は、今日的な少子高齢化の進展過程において、加えて介護保険制度の導入後において、意外な程、曖昧な位置づけになってきているのではないと思われる。すでに指摘したように、およそ1970年代前半までは、老親世代と子世代との関係におけるひとつの側面としての老親扶養は明示的であったが、老親介護という表現は一般化していない。しかし、80年代に至ると、事態が逆転する。介護の側面が顕在化し、これに対して扶養の側面が後退する。

わが国の家族における世代間関係の制度的側面において、かつまた、実態的側面において世代間連結の意味を有してきた扶養の概念は、いわゆる日本型福祉の中核をなしてきた(注12)。公的扶養と私的扶養が車の両輪として社会保障制度の重要な内容を担ってきたことは周知のとおりである。私的扶養では家族やその周辺の親族がその担い手として位置づけられてきた。しかし、高度経済成長期以降における移動型社会の成立と発展、これに伴う大量の移動人の析出とその常態化は、家族成員間の世帯分離を引き起こし、空間的な世代間の世帯分離、生活分離の一般化を導いてきた。親世代と子世代との同居形態が減少し異居(近居と遠居)形態が増大してきた。人口の高齢化や世帯の高齢化は空間的に農村山村漁村において顕著となったし、過疎地域と重なり合う現象として、こうした地域における高齢者の存在が鮮明となった。他方で、都市部における子世代の既婚子の存在が位置づけられることになった。

こうした一連の変動過程において、扶養の側面が後退し介護の側面がクローズアップされてきたといえる。たしかに高齢者介護、とりわけ老親介護は今日的に重要であり話題性も豊富である。しかしだからといって、高齢者世代と子世代との世代間関係を考える時、扶養の側面が介護の側面に比べて、考察の価値が低いとは思われない。というのも、そもそも今日的に、この世代間関係を測るひとつの側面としての扶養、被扶養の関係がどのような状況

にあるのか、必ずしも鮮明でないように思われるからである。扶養と介護は、何がどのように異なるのか。重なり合うとすれば、どのような内容でどの程度であるのか。こうした問題は、意外な程に曖昧なのではあるまいか(注13)。こうした課題に接近するために、その前提となる扶養、被扶養の関係にある高齢者の諸特徴を赤井川村の高齢者に関する調査結果により確認してみたい。そこで、さしあたり次の7点(行論中の①～⑦)を設定し、以下、順次、これらを取り上げることにする。

さて、対象となった高齢者183人中3人(いずれも女性の単身高齢者で次世代の子供がいらない)を除くと、180人のうち70人が子世代の被扶養親族となっていた。

①これら高齢者の性別は、男性が29人、女性が41人であった。②世帯形態および世帯員数をみると、単身世帯は4人、高齢者の夫婦世帯であるものは14人、そして高齢者を含む3人～6人の親族世帯は52人となり、赤井川村の被扶養親族の地位にある高齢者は圧倒的に、親族世帯に多い。このことは③被扶養親族として的高齢者の多くが次世代の子供と同居することに基因している。そこで被扶養親族にある高齢者の居住形態を確認すると、当然のことながら52人(74.3%)が同居であるのに対して、18人(25.7%)が異居であった。異居のうち近居は9人(隣接屋敷地に次世代夫婦が居住するもの4人、村内他地区に既婚子が居住するもの2人、隣接自治体に既婚子ないし子世代が居住するもの3人)で、遠居も9人であった。

それでは、④高齢者を扶養する者は誰であるかをみると、無回答8人を除く62人中52人(83.9%)が息子夫婦ないし息子であり、10人(16.1%)が娘夫婦ないし娘となった。被扶養親族として的高齢者に対して扶養者の地位にある者は圧倒的に息子である。子世代の性別と同居異居とを組み合わせると、扶養の地位にある息子との同居は41人、近居が10人(隣接屋敷地5人、村内他地区2人、隣接自治体3人)、そして遠居は1人となっている。娘が扶養者である場合、同居が7人、近居と遠居はそれぞれ1人、2人である。いずれにしてもいわゆる遠隔地保険証をもつ扶養者は少ない。

被扶養親族として的高齢者が子世代の扶養者になる場合、周知のごとく、

その条件のひとつに高齢者自身の収入（額）が問われる。そこで高齢者の主要な収入源としての⑤年金の種類と判明しえた⑥年金収入額をそれぞれ確認しておこう。まず、前者の年金の種類は、1人のみ2つの年金を有することから合計71人として集約すると、国民年金による収入は57人（81.4%）と圧倒的に多い。これに対して、厚生年金、共済年金、その他がそれぞれ6人、5人、3人となっている。年金の種類によって、月平均にみた収入額は、当然異なる。国民年金の場合、3万円～9万円であるのに対して、他の年金では、10万円～30万円となり額が増大する。しかも後者の年金の受取り額においては、額そのものの幅がかなりみられる。もっとも、こうした年金額には高齢者夫婦合わせての額が含まれている。この点を考慮すると、国民年金の受取り額は、文字どおりつつまじやかな生活が要求されざるをえない。高齢者にとって医療費や介護保険費の支出は、必然的に伴うし、しかも今後、さらに増大することを考えると、収入源としての国民年金はいっそう厳しいものとならざるをえない。子世代の扶養親族として高齢者が位置づけられる根拠のひとつは、こうした生活収入としての年金との関係において確認しうる。

⑦いまひとつ、生活活動の支障の有無および支障の程度の側面より被扶養親族として的高齢者をみておきたい。扶養の概念としての老親扶養は、一般的に経済的、身体的、精神的の3つの扶養に分けられる（注14）。先程ふれた⑤と⑥は、経済的扶養の内容にかかわる。それに対して身体的扶養は、生活活動の支障にかかわる。身体的扶養は、今日的には介護保険制度における介護や障害者における身体障害者のケア、サポートの内容に重なり合う。そこでまず、被扶養親族として的高齢者について、身体障害の認定を受けて福祉手帳を有するか否かについて確認してみる。これは、生活活動の健全さに直結すると考えるからである。調査対象者全体では183人中27人（14.8%）が福祉手帳の保持者であり、このうち被扶養親族として的高齢者は8人であった。これら8人の福祉手帳の種別は一種（一級）が2人、二種（二級1人、三級1人、四級1人、五級2人、六級1人）が6人であった。二種の三級までを一応の目安とすると、重度の障害をかかえた高齢者がこうした人たちの半分を占めることから、この数は少なくないと思われる。注目しなければな

らないことは、被扶養親族として的高齢者ではない人たち 113 人中 19 人 (16.8%) が障害者として認定を受けた福祉手帳の保持者である、ということである。こうしたことから、身体的扶養はもとより経済的扶養、さらには精神的扶養が考えられなければならない高齢者が、これまた少なくないといえるであろう。

そこで、福祉手帳の保持者について、彼らの居住形態をさらに確認すると、子世代との同居は 10 人、異居が、近居 (村内および隣接自治体) 8 人、遠居 8 人そして不明 1 人となっている。すでに、先に言及したように、これらのうち 8 人が被扶養親族として的高齢者である。

福祉手帳の保持者である高齢者はいうまでもなく、福祉手帳の保持者でない高齢者においても、日常の生活活動に支障があることから、介護保険における介護認定を受けている高齢者がいる。こうした高齢者が被扶養親族であるかどうか、この点も、今日的な扶養 (制度) と介護 (制度) を考えるために確かめておく必要があろう。対象者全体で介護認定を受けている高齢者は 43 人で約 4 人に 1 人の割合 (23.5%) でみられた。要介護度の内訳は、それぞれ要介護度 1 - 21 人、要介護度 2 - 11 人、要介護度 3 - 8 人、要介護度 4 - 2 人、要介護度 5 - 1 人となっている。これら介護認定を受けた高齢者のうち被扶養親族として的高齢者は 18 人 (41.9%) いる。ちなみに、これら高齢者の要介護度は、それぞれ要介護度 1 - 5 人、要介護度 2 - 7 人、要介護度 3 - 4 人、要介護度 4 - 1 人、要介護度 5 - 1 人であった。さらに、このような被扶養親族として的高齢者でしかも介護認定を受けた者について、彼らの居住形態をみると、16 人が子世代と同居であり、近居が 2 人 (隣接家敷地 1 人、村内他地区 1 人、いずれも既婚の息子) となっている。

赤井川村の高齢者について、被扶養親族としての高齢者がどのような基本的特徴をもっているかを客観的に把握しうる 7 点において取り上げた。いうまでもなく、これらの諸点は、網羅的ではない。あくまで限定されているが、それでも被扶養親族としての高齢者の基本的特徴の一端が把握されたと思われる。扶養概念が介護概念と重なり合い、そのことが両概念を実態的に曖昧にするという課題の手がかりも確認しえたと思われる。とりわけ、それは経

済的扶養と身体的扶養においてである。しかも、こうした扶養は、高齢者にとって、子世代との居住形態によって、扶養それ自体およびそのサポート体制に大きな違いをもたらしうる可能性も明らかとなった。先程、言及した福祉手帳の保持者や介護認定を受けた高齢者が子世代との同居による被扶養親族である場合に対して、等しく福祉手帳の保持者で介護認定を受けた高齢者でありながら、被扶養親族ではない高齢者で、しかも子世代と異居の場合が量的に多いことが明らかになったからである。当該地域における高齢化は、今後、確実にいっそう進展するであろうから、高齢者と子世代との間における扶養、被扶養の世代間関係は、実態に照らして見極められなければならない重要性をもっていることが示されたと思う。本節では、そうした課題に接近するために客観的で基本的な特徴を把握しようとした。こうした課題のひとつとして、扶養と介護の重なりがあると思われるので、次節ではさらに、赤井川村の高齢者の介護状況についてふれることにしたい。

5 高齢者の介護状況

さて、高齢者の介護状況について、ここでは、対象となった高齢者全体について、①介護サービスの有無をまず、確認すること。②そして介護サービスを受けている場合、それはどのような高齢者がいかなるサービスを受けているのか。サービスについては、1 配食、2 除雪、3 安否確認電話、4 緊急通信システム、5 保健師訪問、6 デイサービス、7 訪問介護(集団)、8 訪問介護(個別)、9 訪問看護、10 ショートステイ、11 福祉用具の貸与、12 福祉用具の購入、13 住宅改修、そして14 その他の都合14項目において確認する。③主要な介護者は誰かを介護の担い手としてひとまず把握したい。そして④主要な介護者における課題の一端は何か。

すでに指摘した被扶養親族として的高齢者とそうでない高齢者、こうした扶養、被扶養の世代間関係における子世代との居住形態のあり方は、①～④にどのようにかわるのか。行論中において合わせてふれることにしたい。一部、資料的制約があるけれども、これらの諸点の考察から、赤井川村の高

高齢者の介護状況はかなり把握しうられると思われる。

それでは、まず①介護サービスを受けている高齢者を確認すると、こうした高齢者は、赤井川村で183人中71人(38.8%)であった。②これらサービスを受けている高齢者のうち、介護認定を受けている高齢者は43人みられた。これらの介護認定を受けている者のうち福祉手帳をもつ者は16人であった。当然のことながら、介護認定を受けている高齢者すべてが介護サービスを受けているが、福祉手帳の所有者がすべて介護サービスを受けているわけではない。ちなみに、福祉手帳をもつ者のうち11人が介護サービスを受けていた。世帯形態では、単身の高齢者世帯の22人(そのうち1人は子供がいない)、高齢者夫婦世帯の18人がそれぞれ介護サービスを受けていた。居住形態別では、子世代と同居する高齢者は31人みられたが、40人が子世代と異居(ただし、子供がいない場合1人を含む)の居住形態であった。なお、異居のうち、子世代が近居である高齢者は23人(隣接の家敷地1人を含む)、遠居の場合が17人であった。

表7 利用中の介護サービス

利用しているサービス	人 数
1. 配食	20
2. 除雪	6
3. 安否確認電話	16
4. 緊急通報システム	22
5. 保健師訪問	8
6. ディサービス	43
7. 訪問介護(集団)	11
8. 訪問介護(個別)	40
9. 訪問看護	4
10. ショートステイ	6
11. 福祉用具貸与	15
12. 福祉用具購入	6
13. 住宅改修	8
14. その他	0
合 計	205

介護サービスを受けている場合、サービスの内容を 14 項目において確認すると、その他（ゼロ）を除き、表 7 のごとく 13 項目（その他は除く）にみられた。受けているサービスをグループ化していえば、もっとも多いサービス群は、デイサービス（43 人）と個別の訪問介護（40 人）であった。第 2 に多いサービス群は、緊急通報システム（22 人）と配食（20 人）である。これらのサービス群に続くのは、安否確認電話（16 人）、福祉用具の貸与（15 人）、集団の訪問介護（11 人）のサービス群である。これらに対して、13 の介護サービスのうち、もっとも少ないサービス群は、保健師訪問（8 人）、住宅改修（8 人）、除雪（6 人）、ショートステイ（6 人）、福祉用具の購入（6 人）、そして訪問看護（4 人）である。こうした赤井川村における介護サービスは、調査対象となった高齢者の約 4 割においてみられた。

このような介護サービスはフォーマルな行政によるサービスである。いうまでもなく、こうしたサービスを受けている高齢者は、合わせて配偶者や子世代の家族成員、さらに他の親族によるインフォーマルな介護を受けている場合がある。しかし、フォーマルな介護サービスを受けていないが、インフォーマルな介護のみを受けている高齢者も存しうる。インフォーマルな介護は、介護として明確に把握しうる場合と必ずしも把握できない場合がある。そもそも私秘性のある家族生活において介護は潜在化することがあるからである。また、すでに言及したように、日常の生活活動において、支障があると回答した高齢者の場合、内容的には介護サービスに該当すると思われても、明確に要介護のレベルなのか、それとも要支援なのか、特定しにくい事例がある。周知のごとく、介護サービスは、関係機関や関係者によって認定されてはじめて、当該サービスが受けられるからである。そのために、介護認定の申請が必要である。赤井川村の高齢者では、介護申請を 2 度以上してはいるが、未認定者が 15 人いる。こうした高齢者は認定待ちである。とはいえ、高齢者が日常生活の活動に支障をきたす場合、サポートやケアは、現実的には、身体的扶養として扶養・被扶養の関係にうかがわれることが少なくない。

そこで次に、フォーマルな介護サービスを受けている高齢者、フォーマルなサービスを受けていない高齢者ではあるが、日常の生活活動に支障をもつ

高齢者にそれぞれ注目しながら、こうした高齢者におけるインフォーマルなサポートやケアの主要な担い手は誰であるのか、限られた調査結果からふれておきたい。

ところで、③インフォーマルなサポートやケアの主要の担い手に言及するに際して、(a)介護サービスを受けている高齢者で子世代の被扶養親族である者、(b)介護サービスを受けているが被扶養親族ではない高齢者、(c)介護サービスを受けていないが、日常生活活動に支障がある高齢者で子世代の被扶養親族である者、そして(d)介護サービスを受けていないが日常生活活動に支障がある高齢者で子世代の被扶養親族ではない高齢者、の4タイプをそれぞれ確認しておこう。これらのいずれのタイプにおいても、高齢者のインフォーマルなサポートやケアの担い手を考える時、子世代の被扶養親族であるか否かがひとつの目安になると思われるからである。しかも、すでにふれたごとく、高齢者が子世代の被扶養親族である時、こうした高齢者は当該の子世代と同居している場合が大多数を占めたからである。さらに付記すれば、扶養・被扶養の関係は、扶養者にとっては税控除制度、他方、被扶養者にとっては医療費にかかわる医療制度との関連をそれぞれ合わせもつことから、他の家族成員や親族成員と異なる地位と役割を規定する。こうしたことも高齢者のインフォーマルなサポートやケアの主要な担い手を確認するためには見逃すことができないであろう。

それでは、赤井川村の高齢者に関して(a)～(d)の4タイプを改めてみると、(a)－30人、(b)－40人、(c)－16人、(d)－19人と都合、105人となる。なお、参考のために以上のタイプに該当しない高齢者を一応あげておくと、介護サービスのみを受けている高齢者(11人)と介護サービスを受けていないし日常生活活動に支障がない、しかも被扶養親族でもない高齢者(67人)がいる。最後の高齢者67人について、さらに、彼らがまったく通院しない健康者であるかを確認すると、無回答1人を除く8人のみが、定期的通院をしていないと回答している。日常生活活動に支障がないと回答したこれら59人の高齢者においても、定期的通院がみられることに注目しておきたい。

以上のタイプ毎に、介護の主要な担い手についてふれることにしたい。ま

ず、(a)介護サービスを受けている高齢者で子世代の被扶養親族である場合。このタイプにおけるインフォーマルなサポートやケアの主要な担い手は、息子夫婦や息子（25人－23人が同居，2人が村内の近居）が圧倒的に多く、これに娘夫婦や娘（5人－いずれも同居）が続く。いずれにしてもこのタイプは同居の息子夫婦が中心となっている。これらの子世代は、同居や近居によってサポートやケアの主要な担い手として最優先の順位となっている。

(b)介護サービスを受けているが被扶養親族ではない高齢者の場合。4つのタイプ中このタイプの高齢者がもっとも多いが、彼らのインフォーマルなサポートやケアの主要な担い手は、(a)タイプと異なり、同居ないし村内の近居という子世代に対して、隣接自治体に近居する子世代や道内他都市に遠居する子世代が多い。しかも娘夫婦や娘が息子夫婦や息子にほぼ比肩する。やや煩雑になるが例示しておく。同居する息子夫婦（4人）、村内他地区居住の息子夫婦や息子（6人）、村内他地区居住の娘夫婦や娘（2人）、赤井川村に隣接する都市（小樽）や他の自治体（余市町，仁木町）に近居する息子夫婦や息子（5人）、同じく娘夫婦や娘（8人）、さらに同じ隣接する都市といっても遠居に該当する地方大都市、札幌に居住する息子夫婦や息子（4人）、同じく娘夫婦や娘（6人）が主要な担い手として挙げられている。なお、性別を特定できないが道内他都市に遠居の子世代をもつ高齢者（5人）、そしてもっとも遠距離の道外の息子を挙げたもの（1人）もいる。

(c)介護サービスを受けていないが、日常生活活動に支障がある高齢者で子世代の被扶養親族である者の場合。このタイプの高齢者にとってインフォーマルなサポートないしケアの担い手として挙げられている者は、(a)のタイプにやや類似し、同居する息子夫婦ないし息子（9人）や同じく同居する娘（1人）が過半数を占め、16人中10人となっている。次いで、近居である隣接する家数地の息子夫婦（1人）と余市町ないし小樽市の子世代（1人）、そして居住地が特定化されていない村外の子世代（3人）が挙げられている。

(d)介護サービスを受けていないが、日常生活活動に支障がある高齢者で子世代の被扶養親族ではない者の場合。このタイプの高齢者のインフォーマルなサポートやケアの主要な担い手は、無回答の3人を除き16人につき、次

のような者が挙げられた。すなわち、同居する娘（2人）、同じく同居する息子夫婦（1人）、村内の近居の娘夫婦ないし娘（2人）、同じく村内の近居の息子夫婦ないし息子（2人）、同じ近居でも隣接自治体の小樽在住の娘（1人）が同居および近居の子世代として挙げられた。他方、遠居の子世代として居住地が特定できない村外在住者（2人）と札幌在住の息子（1人）、そして道外の子世代（1人）がみられた。なお、子供がいない単身の高齢者（1人）は、札幌在住のイトコをインフォーマルなサポートやケアの担い手として特定化していることに注目しておきたい（注15）。

以上、やや煩雑になったが、タイプ毎の高齢者のインフォーマルなサポートやケアの主要な担い手を確認した。すでに明らかなように、いずれのタイプにおいても、無回答を除くと100%近くが子世代を挙げている。しかし、こうした同じ子世代のうちでも高齢者が属するタイプによって、同居形態では、息子夫婦や息子が主要な担い手として位置づけられ、近居や遠居の居住形態では、娘夫婦や娘が主要な担い手として位置づけられるという大きな傾向が確認された。さらに高齢者が子世代の被扶養親族であるか否かは、当該の高齢者が介護サービスを受けていないが、日常の生活活動に支障をもっている場合、インフォーマルなサポートやケアの主要な担い手に関連して、今後、いっそうその重要性が増大することも確かめられた。

それでは、最後に、被介護者と④主要な介護者それぞれにおける課題の一端にふれることにしたい。この課題は、調査対象となった183人について当該高齢者の「生活習慣、生活上の役割、既往歴、現病歴、介護予防サービスの利用動向、そして個別の特記事項」に関する自由回答を通じて得られた結果を手がかりにしたい。なおこうした回答は、文字どおり多様で回答にバラつきがあり、質の問題も見出される。そのために、こうした内容に、別途保健師からの補足情報を一部加味しつつ、重要と思われる諸点のみを抽出し、これを指摘することにしたい。

赤井川村の高齢者と子世代との間における介護者・被介護者の関係に関する課題は、同居か異居かという、居住形態のあり方によって設定されうる。**第1**に、同居の場合、インフォーマルなサポートやケアの主要な担い手とし

て、圧倒的に多くの息子夫婦や息子が挙げられていたが、実際の介護者として、しかも介護負担を背負うという課題が突きだされた担い手は女性（嫁）においてであった。量的には少ないが娘夫婦と娘との同居においても同様の指摘がみられた。介護・被介護における性別役割の問題であり、さらに義理 in-law の問題を背景に持つ課題が確認された。**第 2** に、高齢者が子世代と同居していたにしても、当該高齢者の要介護度の進展、これに認知症が加わる時、施設入所（赤井川村ではシルバーハウジングへの入居）が選択される。そのために同居から異居へと居住形態がシフトする。異居のうち子世代が村内他地区の近居である場合は、31 人もの多くの高齢者にみられたが、これは、こうした施設入所によるところが大きい。つまり同居によるインフォーマルなサポートやケアで事態対処できない限界の問題である。

ところで、**第 3** に、高齢者が子世代と異居している場合、高齢者夫婦と単身者において共通する課題と異なる課題とがある。そこでまず共通する課題として、先の同居タイプで指摘した高齢者における要介護度の進展と認知症の進行に伴う課題がより顕在化する。そのために、子世代との異居から同居か、それとも異居から施設入所かの選択が課題として求められる。高齢者夫婦の場合、両者が同時ということも見出されるが、段階的な場合がむしろ多い。したがって、配偶者の一方による施設入所や死去の結果、単身者となった場合においては、高齢者夫婦に比べていっそう先の選択課題が突きだされる。**第 4** に、さらに共通の課題として、北海道の気候に規定される寒さ、積雪に伴う除排雪、雪道の通院といった事柄に対して必要な事態対処が課題として指摘された。

また**第 5** として高齢者が子世代と異居する場合、高齢者夫婦と単身高齢者において異なる課題がある。高齢者夫婦の場合、指摘された課題は、いわゆる老老介護の課題である。これに対して、単身高齢者では、健康で日常生活活動に支障がない場合、問題はない。実際、こうした事例（15 人）は数少ないがみられた。しかし、183 人中 165 人が定期的通院をしていることから明らかなごとく、健康上、通院者が圧倒的である。これに加えて、半数の 91 人が日常の生活活動に支障をきたすと回答していた。こうしたことから、

単身者は、日常の生活において、もっとも種々の不安を恒常的に抱きがちである。したがって、こうした不安因の除去と共に不安の状態の軽減という課題とその解決が単身高齢者においてももっとも求められる。

むすび

保健師による赤井川村の70歳以上の高齢者183人に関する生活調査を手がかりに、高齢者とその子世代との世代間関係に関する考察を居住形態と扶養と介護それぞれの存在形態の側面との関連に焦点を当てて取り上げてきた。各節における主要な知見は、当該節において確認しつつ要約することに努めてきた。そこで、本稿を閉じるにあたり、高齢者と子世代との世代間関係に関する関連図(図4)を改めて提示し、これに即して両世代間の居住形態と扶養、居住形態と介護の関連、さらに扶養と介護の関連を図式的に説明しておきたい。そして最後に、この関連図に依拠し、両世代間における扶養と介護にかかわる戦略的位置付けを指摘したい(注16)。

まず、本稿で取り上げた両世代間の居住形態とこれに関連づけた扶養と介護の側面を示した図からふれる。行論中に区別したごとく、両世代間の居住形態は、同居と異居に大別した。さらに異居は近居と遠居に区分したが、近居については、子世代の村内居住と村外居住のうち赤井川村に隣接する自治体(小樽市、余市町、仁木町)に居住する場合とに二分した。こうした操作的区分は、扶養や介護の内容との関連をより詳細に考えようとする時、必要と判断した。かくして居住形態は、同居、村内を近居(1)、村外の隣接自治体を近居(2)、そして上記以外の居住を遠居とし、これら4タイプとした。これらのタイプのあり方が扶養や介護に影響すると考え図のように示した。説明を加えると、扶養に関する指摘として、扶養の個々の内容に即して、従来、経済的扶養、身体的扶養、精神的扶養の3区分がみられたが、これらのうち経済的扶養にもっとも力点が置かれたように思われる。逆に、やや軽視されたのは、精神的扶養でなかったか。これらに対して、身体的扶養の場合、どちらかといえば、屋内における高齢者の種々の生活活動に対するサポートや

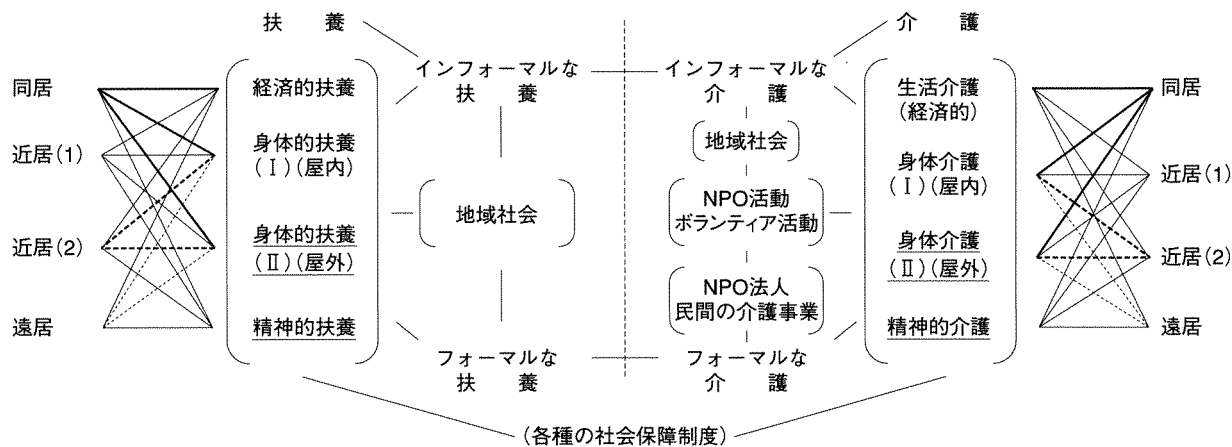


図4 居住形態・扶養・介護の関連図

ケアを意味すると共に、しかも文字どおり高齢者の身体に焦点が当てられてきたように思われる。しかし、行論中に示したように、高齢者の日常活動は、かなり多様である。屋内の活動はなんとか自分で対処しえても、屋外での活動一たとえば、除排雪や通院、さらには荷物の搬入、搬出、これらの移動といった事柄―はサポートやケアが欠かせないことが少なくない。そのために、ここでは前者を身体的扶養（Ⅰ）、後者を身体的扶養（Ⅱ）と区別し、曖昧さを少しでも解消したいと考え、区別してみた。

周知のごとく、扶養概念は、私的扶養と公的扶養とに大別されてきた。前者は家族成員や親族成員が担い手であり、後者が広義の社会保障に該当した。ここではこれらをインフォーマルな扶養とフォーマルな扶養として表現した。いうまでもなく、フォーマルな扶養とは、社会保障の内容をなす各種の保険医療制度・年金制度に直結する。後述するフォーマルな介護も同様である。今日、これら両者の間にあってそれぞれを部分的に補完したり、代替するような内容が扶養や介護にかかわって注目されたり見出される。そこで、より私的扶養の側面、つまりインフォーマルな扶養をサポートする主要な担い手として地域社会を考えて図中に組み入れてみた。

ところで、介護の側面では、扶養における地域社会に対して NPO 活動やボランティア活動、そしてこれらの活動をサポートする制度として NPO 法人が位置づけられる。わが国では、1970 年代まで扶養概念が高齢者やその子世代にかかわり主要に用いられていた段階では、NPO 活動やボランティア活動は明示的に出現していない。NPO 法人はなおさらである。これらは 80 年代以降に至って注目されてきたのであって、これは、介護概念が大きく位置づけられる時代状況に相即する。民間の介護事業も同様の位置づけができる。こうした背景を踏まえて図の右側つまり、介護の側に NPO 活動や NPO 法人を示した。また NPO 法人や民間の介護事業は、一連の法的な制度化に依拠することから、各種の社会保障制度に準じて位置づけ、図の下に配置した（注 17）。

すでに一部言及した介護の側面は、図のとおり右側に位置し、介護の内容は、扶養の内容に対応して設定した。しかし扶養における経済的扶養に必ず

しも対応しないが、一般的な用いられ方の生活介護を経済的な介護支援（費用）の意味とそれ以外とにまず区別してみた。そこで前者を経済的生活介護とした。他は、扶養の内容にほぼ対応させた(注 18)。なお、扶養と介護両者の内容に関して、身体的扶養（Ⅱ）（屋外）、精神的扶養、身体介護（Ⅱ）（屋外）、精神的介護の 4 ヶ所にアンダーラインを付した。これは、これらの内容が、従来、部分的な指摘にとどめられ、必ずしも重要な課題として明示的に取り上げられてきていなかったことを踏まえて、さらに最近時における高齢者に対する言葉の暴力や高齢者虐待を考え、注目されなければならない側面として位置づけたことによる。

ところで、高齢者とその子世代間の居住形態と扶養の 4 つの内容、介護の 4 つの内容それぞれとの間を、太い実線と細い実線、太い破線と細い破線の 4 種類のラインでつなぎ、相互の関連性を模式的に示してみた。まず実線と破線についていえば、前者が後者に比べて成立しやすいことを意味する。たとえば、同居や近居(1)、近居(2)は、遠居に比べて身体的扶養（Ⅰ）や身体的扶養（Ⅱ）が成立しやすいことを示している。また実線と破線それぞれにおいて、太い実線と細い実線、太い破線と細い破線とに分けたが、同じ実線でも、たとえば、これは、同居と近居(1)とでは、身体的扶養（Ⅰ）と身体的扶養（Ⅱ）とに対する事態対処に多少の違いが生じるものと考えてアクセントをつけた表示をした。両者以上の違いは、近居(2)と遠居との間においていっそう顕著になると思われる。なお、居住形態と扶養との関連において、いずれの居住形態であれ、精神的扶養については細い実線で示した。これは、子世代が同居するから高齢者の精神的扶養が充足されるとは必ずしもいえない。毎日、顔つき合わせることによるコンフリクトが伴うことがみられるからである。むしろ近居(2)や遠居の子世代が毎日、あるいは 1 週間に 1 度の定期的な電話による接触、訪問接触を通じて適度の距離を保ちつつ精神的扶養を支えることがある。介護についても、同様のことがいえる。本稿で紹介していないが、実際、筆者の個別インタビュー、さらには保健師の情報から、このような事例を指摘しうる。

以上の関連図の説明を踏まえて、赤井川村における高齢者とその子世代と

の世代間関係を今一度、ふり返ると、いくつかの興味深い点を指摘することができるように思われる。

第1に、高齢者とその子世代との居住形態に依拠して被扶養親族としての高齢者を位置づけることは、扶養の4つの主要な内容を把握するために有効である。

第2に、今日的には、扶養概念の内容におけるかなりの部分が介護概念の内容にシフトしていることから、居住形態に即して介護の内容を位置づけ、そのことによって扶養概念の再検討と共に介護概念の守備範囲をより明確にすることにつながるのではないかと考える。ちなみに、関連図では、経済的生活介護は経済的扶養に対して位置づけたが、介護の内容は、制度的にはともかく、実態として、経済的扶養以上に身体的扶養（Ⅰ）（Ⅱ）に関連しているであろう。

こうしたことから、第3に、ここで提示した居住形態が、扶養・被扶養関係を踏まえた居住形態であることに注目して、同居扶養、近居扶養〔細分化すれば、近居(1)扶養、近居(2)扶養〕、遠居扶養、同様に、同居介護、近居介護〔細分化すれば、近居(1)介護、近居(2)介護〕、遠居介護とそれぞれを名辞し、このことによって、現時点における両概念のもつ守備範囲が実態をより反映して把握されることになるのではないかとと思われる。

第4に、居住形態にそれぞれ依拠した扶養と介護の概念をそれぞれ4つの内容に関連づけたラインの意味から、高齢者とその子世代の世代間関係の抱える現実的課題は何か、そのための事態対処にどのような方策があるか、その方策の実現可能性の程度、事態対処の主要な担い手、担い手の動員といった事柄が一連の戦略過程としてより明確に位置づけられるのではなかろうか。

そこで第5に、上の一連の戦略過程を含意した同居扶養戦略、近居扶養戦略、遠居扶養戦略、同居介護戦略、近居介護戦略、遠居介護戦略といった世代間関係に関する戦略概念として細分化分類の設定が必要となるであろう。もとより両世代が可能な限り自立的生活を展開するために、それぞれの自立戦略が問われることはいうまでもない。今日的な介護予防は、こうした自立

戦略の文脈に明確に位置づけられなければならないであろう（注 19）。

注

- 1 Litwak, E., 1960(a), Geographical mobility and extended family cohesion, *American Sociological Review* 25, pp.385-394. ———, 1960(b), Occupational mobility and extended family cohesion, *American Sociological Review* 25, pp.9-21.
- 2 居住上の分離と世代間関係における 4 つの側面との関連は、森岡清美・望月嵩著, 1993, 『新しい家族社会学』培風館, 131 頁の表を一部参考にした。当該表では、居住上のタイプと扶養の関連が示された。ここでは、それに介護を加えて作成した。なお、本稿は、筆者代表、平成 12 年度～平成 15 年度科学研究費補助金（基盤研究(A)(1)）研究成果報告書『中山間農村における高齢者の世帯戦略と都市の既婚子に関する実証的研究——バブル崩壊期における扶養・相続・継承の存在形態を通じて——』, 2005, におけるⅢ－2 章に加筆修正を加えたものである。
- 3 湯沢雅彦, 1977, 「老人問題と老親扶養の動向」, 福島正夫編『家族政策と法』第 3 巻『戦日本家族の動向』所収, 東京大学出版会, 194 頁において、屋敷内別棟居住を「準同居」（湯沢の提言）ないし「準別居」とし、これらは「隣居」という新用語でくくべき範疇となろうといっている。
- 4 布施晶子, 1993, 「日本における高齢者介護施設と家族・親族」, 森岡清美監修, 石原邦雄・佐竹洋人・堤マサエ・望月嵩共編『家族社会学の展開』培風館所収, 243 頁～246 頁において、昭和の戦後史（1945 年～出版時点）の我が国における高齢者介護施策の推移を 5 つの段階に分け、各段階の特徴を簡潔に指摘している。
- 5 下山昭夫, 2000, 「高齢者の扶養と介護の社会化」, 染谷淑子編『老いと家族』ミネルバヴァ書房所収, 205 頁では、「高齢者の扶養問題のうち、要介護高齢者の身体的介護に焦点をあてている」と述べており、扶養の側面が介護の上位概念として位置づけられる。これに対して、中村律子, 2004, 「要介護高齢者の増加と介護問題」, 小笠原裕次・橋本素子・浅野仁編集『高齢者福祉』（新版）有斐閣所収, 42 頁～43 頁では、「家族成員の中に、病人、乳幼児、障害者、高齢者がいた場合、配偶者であれ子どもであれ、あるいは嫁であれ、身辺の世話や必要とされる援助を行ってきたことが介護の原型といえよう……このような家族が行う身辺の世話や日常的援助も、その対象者が重度の寝たきりや痴呆症である場合には家族内の好意では対応できなくなり、社会化され専門化された行為が求められてきた……このような社会化・専門化の過程で介護という言葉が登場したのである。」とし、前半の記述は身体的扶養の内容であって、こうした状態が深刻化し家族内の対応能力を越え、社会化と専門化の行為が加わるとき、これを介護と概念化している。扶養概念と介護概念の基本的な違いが示唆されている。ちなみに、民法的には「扶養とは、広い意味で幼児、高齢者、病弱者などの自分の力では生活していけない者に対して一定範囲の資力ある親族が生活上の援助をすること

をいう、これを法的義務に強めたものが扶養義務である」とされる（社会福祉辞典編集委員会編，2003，『社会福祉辞典』による）。この規定では介護の側面は曖昧である。また同辞典の「介護」の項目では、「（介護とは）心身の障害によって，日常生活行動が一部または全般にわたって不自由な状態となった人に対して，その人に代わってその不自由になった部分に対して援助することであり，その援助過程そのものを指す」とある。この介護概念規定では，介護と扶養の区別がしにくい。このように扶養概念と介護概念には曖昧さが残る。『ジュリスト』（増刊），有斐閣，1993年4月号では「高齢社会と在宅ケア」を特集している。ここでは，扶養と介護をめぐる論点が多く論者から提起されている。

- 6 拙稿，1990，「親族関係と都市移動の意思決定」，『北海道大学文学部紀要』39-1，173-209頁。
- 7 赤井川村「視察説明資料 赤井川村森林リゾート開発事業概要」（1992年7月）によると，1989年9月18日赤井川リゾート「キロロ」（アイヌ語で心の意味，筆者注記）着工，1991年12月1日キロロリゾートオープンとある。
- 8 1985年の単年度も高い値を示すが，2カ年以上にわたる場合を考えて2つの波とした。
- 9 Litwak, E., & Longino, C. F., Jr., 1987, Migration patterns among the elderly: A developmental perspective, *The Gerontologist* 27, pp.266-272.
- 10 Longino, C. F., Jr., 1995, *Retirement Migration in America*, Vacation Publications, Chap. 6.
- 11 ここでは，子供が複数いる場合を含めて，すべての子供が道外に在住していることを指す。道内についても同様である。
- 12 布施晶子，前掲論文，247頁においてこの点の言及が簡潔になされている。木村武司，1999，「高齢化と日本型社会保障財政システムの転換」，社会政策学会編『高齢社会と社会政策』社会政策学会誌第2号，ミネルヴァ書房，第3章も参照。
- 13 注5の他に，たとえば，山脇貞司，1997，「高齢者介護と扶養法理」，石川恒夫・吉田克己・江口隆裕編『高齢者介護と家族——民法と社会法の接点——』信山社所収，第2章では，こうした概念上の曖昧さに対する民法論者の立場から提起がなされている。
- 14 森岡清美・望月嵩共著，前掲書，131頁では，扶養の側面として経済的援助，情緒的援助，身辺介護を挙げている。また下山昭夫，前掲論文，208頁では，高齢者扶養の内容を構成する要素として経済的援助，身体的介護，情緒的援助があるとしている。
- 15 資料にやや曖昧さがあり，一部不明3人があるので，16人になっていない。
- 16 注2に依拠しながら居住形態と扶養，居住形態と介護それぞれの関連について筆者の私見を提示した。
- 17 図についていくつかの補足と断りがさらに必要である。まず，①扶養の側における「地域社会」の意味は，日常の屋外生活の活動において介助が必要な場合，つまり，こ

でいう身体的扶養（Ⅱ）の場合、地域住民や地域組織（町内会も含まれる）によるサポートがみられるというような事態を主に想定して示した。なお自治体行政は、この地域社会には含まれず、フォーマルな扶養に該当するものと考えた。②介護の側における〔NPO 活動〕の意味は、要支援のレベルにおけるサポートを想定した。このような介護活動には、専門性が必要であることから、扶養の場合のような〔地域社会〕はなじまないのではないかと考え、このように設定してみた。NPO の活動やボランティア活動と NPO 法人とを区別したのは、NPO 活動やボランティア活動が法人化に先行して進展し、後に、実績を勘案して NPO（民間非営利組織）の法人化（1998 年の「特定非営利活動促進法」）につながるというプロセスを念頭において、このような位置づけをしてみた。③とくに介護の側面における〔NPO 活動〕は、左の扶養の側における〔地域社会〕と異なり、要介護認定に基づき設定された身体介護（Ⅰ）身体介護（Ⅱ）両者にもっとも関わることはいうまでもないが、要支援の生活介護や精神的介護にもかかわる。専門性と社会化がよりいっそう明確化されて展開する事態を想定した。これに対して、④扶養の側における〔地域社会〕は、経済的扶養や身体的扶養（Ⅰ）に対する現実的関与は考えにくい。しかし、身体的扶養（Ⅱ）や精神的扶養に対しては、現実的関与は生じうると思われる。介護の側における〔地域社会〕は、ごく最近時における厚生労働省の地域介護ボランティア支援事業を念頭においた。再校後の 6 月 22 日に改正介護保険法が成立した。これによって地域社会の役割が増大すると思われる。

- 18 ここでは、一応、従来の介護保険法に依拠して、要支援高齢者と要介護高齢者を念頭において身体介護（Ⅰ）、身体介護（Ⅱ）にそれぞれ分けて位置づけてみたが、扶養概念との対応を考えて、経済的な生活介護を提示してみた。注 17 を参照。
- 19 拙稿、1997、「低成長期における高齢化と世帯戦略」、熊谷文枝編著『日本の家族と地域性』（上）ミネルヴァ書房、73 頁-90 頁において、高齢者世帯の同居戦略、自立戦略に言及したことがある。また中山間農村における高齢者の自立に関する事例を報告したことがある。拙稿、1999、「農村高齢者と内発的発展」、『北海道大学文学部紀要』47-4、125 頁-147 頁。

〔謝辞〕

本稿を作成するにあたり、赤井川村の方々に大変、ご協力とご助力をいただきました。御礼申しあげます。